

開催年月日 平成31年2月27日（水）

質問者 公明党 吉井 透 委員

答弁者 保健福祉部長 佐藤 敏

障がい者支援担当局長 植村 豊

精神保健担当課長 畑島 久雄

医療参事 三浦 寛高

質問内容	答弁内容
<p>一 てんかん対策について</p> <p>てんかん対策についてであります。てんかんは、約100人に1人の割合で、誰でも発症する可能性のある脳の病気と言われております。</p> <p>どの年齢でも一定の割合で発症しますが、幼少期と70歳以上で発症する割合が高くなっております。</p> <p>また、適切な診断、手術や服薬等の治療によって、症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、70%以上の方が社会で活動しながら生活することができると言われておりますが、一方で、てんかんを抱えるご本人や周りで支えるご家族の方々は、いつ発作が起こるか分からない不安も常にお持ちなのではないかと思えます。</p> <p>道が昨年3月に策定した北海道医療計画は、国の指針を踏まえて、多様な精神疾患に対応したものとなっており、その精神疾患の一つに「てんかん」があると承知をしております。今回、初めて医療計画に記載をされたてんかんに関わる対策が、今後、進展していくものと考えます。そこで、以下、伺ってまいります。</p> <p>(一) てんかん患者数について</p> <p>てんかんは、幼少期と70歳以上での発症割合が高いことから、小児科や脳神経外科など、精神科以外の診療科でも多くの患者が受診をしております。そこで道内のてんかん患者数はどれくらいいると把握されているのか伺います。</p> <p>(二) 医療計画での取組について</p> <p>ご答弁では推計は道内で4万人ということですが、昨年3月に策定された北海道医療計画において、てんかん対策についても精神疾患の一領域として初めて盛り込まれたところではありますが、計画に基づきどのような取組を進めることとしているのか、伺います。</p>	<p>【障がい者保健福祉課医療参事】</p> <p>てんかんの患者数についてであります。平成29年3月に国立精神・神経医療研究センターが公表したてんかん診療に関する報告書によりますと、てんかんの患者は、全人口の0.8パーセントで、約100万人とされており、この割合から推計すると道内の患者数は4万人程度となります。</p> <p>【精神保健担当課長】</p> <p>医療計画における取組についてでございますが、道が、昨年3月に策定しました医療計画では、てんかんを精神疾患の一領域として新たに位置付け、精神疾患ごとに対応できる医療機関を明らかにした上で、必要な対策に取り組むこととしたところがございます。</p> <p>この医療計画におきましては、てんかん患者の方々が地域で安心して暮らせるよう、てんかんに関する知識の普及啓発、老年期に発症するてんかんに関する医療関係者への理解の促進、地域における診療連携体制の構築などに取り組むこととしております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(三) てんかんの診療体制について 地域の診療連携体制の構築などに取り組むとして いるとのことでありますけれども、道内において、てんかん患者を診察できる医療機関はどれくらいある と把握をされているか伺います。</p> <p>(四) てんかん診療拠点機関について 106機関でてんかんの診療が可能ということ ありますが、国においては、てんかん患者が、地域 において適切な支援を受けられるよう、てんかん診 療における地域連携体制を整備することを目的とし て、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を開始 し、てんかん診療拠点機関の整備を進めているとこ ろであります。 このてんかん診療拠点機関を道内にも設置すべ きであると考えますが、設置に向けてどのような取 組をされているのか、伺います。</p> <p>(五) 今後の取組について 早急に取り組むとのご答弁でありましたが、これ で最後でありますけれども、冒頭、申し上げまし たが、てんかんは、誰でも、どの年齢でも発症する 可能性のある病気であるということです。 道民への普及啓発による正しい理解の促進と適切 な医療提供体制の構築が必要であると考えますが、 てんかん対策について、今後どのように取り組むつ もりなのか伺います。</p> <p>部長から答弁いただきましたが、幼児が発症する ような先天性のあるてんかんだけではなくて、後天 的な原因で発症する例も多数あるというふうに聞い ております。しっかりと対策をお願いしたいとい うことを申し上げて質問を終わります。</p>	<p>【精神保健担当課長】 てんかんの診療を行える医療機関についてござ いますが、昨年、道が統合失調症やうつ病、てんか んなど、精神疾患ごとに対応できる医療機関を調査 しましたところ、道内106の医療機関からてんか んの診療が可能との回答を得ております。</p> <p>【障がい者支援担当局長】 てんかんの診療拠点機関についてでございます が、国では、てんかんに対する専門の医療機関や専 門医が全国的に少ないことから、全国の8医療機関 をてんかん診療拠点機関に指定し、てんかんに関す る知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技 術的支援など、関係機関との地域連携支援体制の構 築に向け、「てんかん地域診療連携体制整備事業」 を平成27年度からモデル事業として取り組んでき たところでございます。 また、今年度からは、全国の第三次医療圏ごと にてんかん診療拠点機関の設置を目指すこととされ たところでございます。 道といたしましては、こうした国の動きも踏ま えながら、医療計画に基づき、地域における診療連 携体制の構築に向け、関係機関との調整を進めるな ど早急に取り組んでまいりたいと考えてございま す。</p> <p>【保健福祉部長】 今後の取組についてでございますが、てんかん は、適切な診断を受け、服薬等の治療により発作 が抑制されますと、社会で活動しながら生活できる 疾患でございますことから、てんかんに関する正し い知識や理解の促進を図りますとともに、専門的な 診療を受けることができますよう診療の体制やネッ トワークを整備することが重要と認識をいたして おります。 道といたしましては、今後、医療計画に基づ き、てんかんに関する知識の普及啓発や地域にお ける診療連携体制の構築などを着実に進めまし て、道内のどの地域においても、てんかん患者 やそのご家族が適切な支援を受け、安心して暮 らすことができるよう取り組んでまいります。</p>